

ILAR「実験動物のケアと使用に関する指針」改訂版（第8版）について —とくに第7版との比較検討—

久原 孝俊 順天堂大学大学院医学研究科アトピー疾患研究センター

2005 年、わが国の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護法」）が改正され、2006 年 6 月 1 日から施行された。2005 年に改正された「動物愛護法」には、国際的に広く普及している、動物実験における Russell と Burch の 3R（“Replacement”「代替法の利用」、”Reduction”「使用動物数の削減」、”Refinement”「苦痛の軽減」）の原則が明確に記載されている。「動物愛護法」の改正にともない、環境省は「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」を「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（以下、「基準」）へ改正し、文部科学省、厚生労働省、農林水産省は「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」などいわゆる「基本指針」を告示した。また日本学術会議は、文部科学省および厚生労働省からの依頼に対応して、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を作成した。動物実験をおこなうにあたっては、これら関連法規を遵守しなければならない。「基本指針」や「ガイドライン」には、動物実験を実施する各機関等において、機関等の長は、「動物愛護法」、「基準」、「基本指針」、およびその他の関連法規の規程をふまえて機関内規程を策定すること、と記載されている。日本学術会議が作成した「ガイドライン」は、各機関等が機関内規程を策定する際の雛形となるものである。現在、「動物愛護法」の改正にともない、「基本指針」や「ガイドライン」にもとづいて、わが国の多くの機関において、動物実験のための機関内規程が新たに策定され、あるいは、現在策定されつつあるところである。さらに 2008 年からは、わが国においても、第三者による動物実験施設（およびその管理等）の検証や認証が始まりつつある。このような背景において、動物福祉に配慮した、さらに適正な動物実験を実施するためには、各機関における動物実験委員会の果す役割がますます重要になってくるものと思われる。

他方、海外においても、2010 年には、EU（欧州連合）の「科学的目的のために使用される動物の保護に関する指令」、世界動物保健機関（OIE）の「実験動物福祉綱領」、米国の実験動物研究協会（ILAR）の「実験動物のケアと使用に関する指針」などが改訂され、また本年（2011 年）は、国際医科学機構評議会（CIOMS）の「原則」の改訂（案）が提案されている。これらのうち、ILAR の改訂第 8 版「実験動物のケアと使用に関する指針」は、15 年ぶりに改訂されたものである。ILAR の「実験動物のケアと使用に関する指針」は、これまで世界 10 か国語に翻訳され、また国際実験動物愛護評価認定協会 AAALAC International が動物実験実施施設を国際認証する際の基本文書とされており、米国のみならず、世界中の多くの国々において、適正な動物実験の実施のためのきわめて有用な指針として活用されてきた。今後も、各機関が適正な動物実験を推進したり、または自己点検を実施したり、もしくは第三者検証・認証等を受けたりする際に、ILAR の「実験動物のケアと使用に関する指針」は、大いに参考になる指針であろう。

今回は、ILAR の「実験動物のケアと使用に関する指針」今次改訂版におけるおもな改訂箇所を中心にしてその概略を紹介する。